

## 食品安全委員会（第794回会合）議事概要

日 時:令和2年10月20日(火) 14:00~15:05

場 所:食品安全委員会大会議室

出席者:佐藤委員長ほか6名出席

傍聴者:報道0名、行政機関1名、一般0名

### (1) 添加物専門調査会における審議結果について

- ・「亜硫酸水素アンモニウム水」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について
- ・「ポリビニルイミダゾール-ポリビニルピロリドン共重合体」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

→担当の川西委員及び事務局から説明。

取りまとめられた評価書案について、意見・情報の募集手続に入ることとし、得られた意見・情報の整理、回答案の作成及び評価書案への反映を添加物専門調査会に依頼することとなった。

### (2) 動物用医薬品専門調査会における審議結果について

- ・「ニトロキシニル」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について
- ・「メンブトン」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について
- ・「イソメタミジウム」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

→担当の吉田（緑）委員及び事務局から説明。

取りまとめられた評価書案について、意見・情報の募集手続に入ることとし、得られた意見・情報の整理、回答案の作成及び評価書案への反映を動物用医薬品専門調査会に依頼することとなった。

### (3) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について

- ・農薬「チエンカルバゾンメチル」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明。

本件について、農薬第三専門調査会におけるものと同じ結論、「チエンカルバゾンメチルの許容一日摂取量（ADI）を1.1 mg/kg体重/日、急性参照用量（ARfD）は設定する必要がないと判断した。」との審議結果が了承され、リスク管理機関（厚生労働省）に通知することとなった。

- ・動物用医薬品「オクスフェンダゾール、フェバンテル及びフェンベンダゾール」に係る食品健康影響評価について
- ・動物用医薬品「フェバンテルを有効成分とするふぐ目魚類及びすずき目魚類の寄生虫駆除剤（マリンバンテル）」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明

本件について、意見・情報の募集は行わないこととし、以前の委員会で決定した評価結果と同じ結論、

「オクスフェンダゾール、フェバンテル及びフェンベンダゾールのグループとしての許容一日摂取量（ADI）をオクスフェンダゾールスルホンとして 0.007 mg/kg 体重/日と設定する。」

との審議結果が了承され、リスク管理機関（厚生労働省）に通知することとなった。

「フェバンテルを有効成分とするふぐ目魚類及びすずき目魚類の寄生虫駆除剤（マリンバンテル）が適切に使用される限りにおいては、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できる程度と考えた。」

との審議結果が了承され、リスク管理機関（農林水産省）に通知することとなった。

- ・動物用医薬品「グレプトフェロン及びトルトラズリルを有効成分とする豚の注射剤（バイコックスアイアン注射液）」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明。

本件について、動物用医薬品専門調査会におけるものと同じ結論、

「グレプトフェロン及びトルトラズリルを有効成分とする豚の注射剤（バイコックス アイアン注射液）が適切に使用される限りにおいては、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できる程度と考えた。」

との審議結果が了承され、リスク管理機関（農林水産省）に通知することとなった。

